

伊賀市人権同和教育基本方針

伊賀市教育委員会

平成19年4月27日策定

平成26年2月21日一部改定

1948(昭和23)年の国連での「世界人権宣言」採択以降、世界各国で人権が尊重される社会の実現に向けての取り組みが進められ、2004(平成16)年の国連総会においては、「人権教育のための世界プログラム」が採択された。

このような情勢を受けて、国内では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備が進められ、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取り組みを進めてきた。

2000(平成12)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発について、国及び地方公共団体の責務が明らかにされた。さらに、2002(平成14)年には人権教育・啓発推進法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、施策の総合的かつ計画的推進が図られている。これを受けて以降、文部科学省は「人権教育の指導演等の在り方について」を公表し、人権教育における具体的な方針を示してきている。

伊賀市における人権同和教育は、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」及び「伊賀市人権尊重都市宣言」に基づき、差別の現実を直視することを通して同和問題を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を持った人間の育成を目指してきた。しかし、人権問題が一人ひとりの課題となっていない現状や、学校間、地域間において、人権同和教育の推進体制や解決に向けた取り組みに格差があり、今なお地域社会の中には部落差別を助長・容認する意識やしきみが根強く残され、差別発言や差別落書きなどが発生している。更には、家庭の教育力の低下等、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの人権にかかわる問題もますます深刻化している。また、在日韓国・朝鮮人、障がい者等に対する差別や偏見^{*1}は今なお根強く、女性、子ども、高齢者などの様々な人権問題が存在している。更に、国際化にともなう外国籍をもつ住民に係る問題、情報化にともなう個人情報の保護に係る問題、情報通信技術の進展に伴うインターネット等の通信手段を利用した人権侵害など、社会の変化による新たな人権問題も生じている。

伊賀市教育委員会は、差別の現実から深く学び、これまでの同和教育の成果や手法を踏まえつつ、国際的な人権教育や他の人権問題に対する取り組みにも学びながら、情報機器を使った差別問題等、新たな人権問題にも迅速に対応できる体制を整えるなど、すべての人の基本的人権を保障する人権同和教育を早急に構築すべきであると考えている。

特に、同和問題の解決に向けては、「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により同和教育がその使命を終えたものではなく、「同和対策審議会答申」や「地域改善対策協議会意見具申」を踏まえ、さらなる取り組みをすすめる、この問題を早急に解決することが、教育行政に課せられた責務であり、市民一人ひとりの課題であるにとらえている。

以上のことから、伊賀市教育委員会は、これらの人権問題の解決には、教育の果たす役割は大きく、部落差別の解消なくしては我が国の人権の確立はないという基本認識に立ち、子どもたち一人ひとりに、確かな学力を保障し、人権意識の高揚を図り、未来を保障するキャリア教育に取り組んでいく。また、生涯にわたる学習機会の一層の充実に努め、市民一人ひとりが人権問題に主体的に関わり、日々の生活の中で人権を尊重し実践していく「人権文化^{*2}」の創造を目指す。そのために伊賀市の教育分野において、人権同和教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

1. 教育行政は、人権同和教育に対する責務の重さを自覚し、伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例等の趣旨を踏まえ、人権同和教育を教育の全領域において明確に位置づけ、この教育を推進する条件を整備し、すべての学校及び地域社会において、地域の実情に即した人権同和教育を積極的に推進する。
2. 学校教育においては、幼児・児童・生徒をとりまく生活実態に学び、教育活動の全領域を通して、一人ひとりの個性を生かし、可能性を最大限伸ばすとともに、人権尊重の精神と豊かな感性を養い、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない実践的な人間の育成に努める。
また、全教職員の人権同和教育に対する正しい認識を深め、資質と指導力の向上を目指すとともに、推進体制の確立を図る。
3. 社会教育においては、基本的人権の尊重を基調とする多様な学習機会の保障と充実を図り、人権が一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努める。
また、人権同和教育を推進するために、人権に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた、熱意ある指導者の育成を図る。
さらには、人権同和教育を一層推進するため、暮らしと地域に根ざした自主的・組織的な取り組みが進められるよう支援する。
4. すべての教育関係者は、知識理解にとどまらず、差別の現実に深く学び、解決する積極的な姿勢の確立と、人権同和教育を推進するための資質と実践力を高めるよう自ら努める。
5. 情報化の進展に伴う人権侵害に対応するため、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深める教育の充実を図り、実態把握や監視体制の整備に努める。
6. 学校・家庭・地域社会が一体となって人権同和教育を推進するために、学校教育と社会教育が常に緊密な連携を図り、その推進に努める。
また、関係機関および関係団体との密接な連携を図り、総合的、継続的に推進する。

同和教育を推進するために、次の推進方策を定める。

<学校教育における同和教育の推進>

- ① 子どもや家庭・地域社会の生活の実態を的確かつ総合的にとらえ、部落差別を撤廃する上での課題を明らかにする。
- ② 教職員は、同和教育に対する正しい認識を深め、部落差別を撤廃するための自らの責務を自覚し、同和教育に取り組むための研修会の充実を努める。
- ③ 保護者、地域の人権意識を高めるための地区懇談会の開催、同和教育を扱った授業の公開等の啓発活動を行う。
- ④ 子どもの健康、学力・進路を保障する取り組みの充実を図り、そのための学校づくり、環境づくり、教材開発を進める。

<社会教育における同和教育の推進>

- ① 公民館及び分館（地区市民センター）、企業・職域、各種団体等に人権教育の推進委員を設置するなど、推進体制の充実を努める。
- ② 各年齢層に応じた、学習意欲を喚起する啓発資料や教材づくりに努める。
- ③ 地域の実情に応じた効果的な啓発が実施されるよう、人材、施設、プログラム等の共有化を図る。
- ④ 広報誌等を通じ、人権文化を根づかせるための宣伝、情報提供に努め、家庭や地域の教育力の向上を図る。
- ⑤ 各公民館においては、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない意識の高揚を図るため、各種学級・学習グループ等の育成を図るとともに、学習講座等を開設するなど学習機会を拡充し、計画的な学習活動を推進する。
- ⑥ 企業における人権尊重の職場環境づくりのため、研修会の開催等学習機会の提供や、啓発資料の作成・配布などを通じた情報提供等の支援に努める。

*1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が2013(平成25)年6月26日に公布された。

*2 人権文化とは：日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのもの。「何かあったときに考える人権」から「差別しないことが当たり前」の生き方を暮らしの中で実践し、そのことが多くの人びとの中に広がっていく様な文化。